

平成30年第10回総会

山武市農業委員会会議録

平成30年10月5日 開会

平成30年10月5日 閉会

平成30年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年10月5日（金）午後3時00分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

雲 地 康 夫	鈴 木 和 子
門 澤 宏 明	美濃輪 恵 一
今 関 孝 之	林 善 和
井 野 敬 一	小 川 善 郎
中 村 順 子	鈴 木 俊 幸
三 橋 敏 子	篠 原 元
佐 藤 裕 子	藤 田 雅 之
川 島 芳 典	齊 田 龍 一

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

市 原 一 男	菊 池 重 壽
八 角 和 昭	齊 藤 道 良
高 橋 憲 一	伊 藤 彰 朗
今 関 良 知	佐 瀬 一 之
小 川 敏	山 下 幸 一
遠 藤 幹 夫	堀 越 晃
加 瀬 晃 一	金 杉 努
伊 藤 通 夫	古 谷 昌 己

中山彦郎
鈴木章重

齊藤茂

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

河野仁男

出席事務局職員

事務局長	齊藤忠志
副主幹	石橋京子
主査補	古谷浩一

◎開 会

事務局長

それでは、ただいまから平成30年第10回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。

今関会長、よろしく願いいたします。

会長

本日も、お忙しい中、総会、どうもご苦勞さまでございます。先日の台風24号では、皆様のところも多少は被害があったんじゃないかと思いますが、私のところでは、ネギをつくっているもので、倒されてやっときのうネギ起こしが終わったところであります。

また、今回の25号も心配していましたが、日本海を進むようなので、少しは安心しているところであります。台風が通過しますと、二、三日暑くなるという予報が出ていますので、健康には十二分に気をつけていただきたいと思います。

本日も幾つかの案件がございます。慎重審議をお願いしまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知、
利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解
約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第7 議案第4号 平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定に
ついて

日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

平成30年10月5日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

事務局長

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は、今関会長にお願いいたします。

議長

これより平成30年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号17番齊田龍一委員、議席番号1番雲地康夫委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知、利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について事務局からの報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の4ページから12ページをご覧ください。いただきたいと存じます。通知があった件数は14件でございます。

14件の内訳でございますが、利用権9件、農地法第3条の使用貸借権の解約が3件、賃貸借解約が1件、その他として中間管理事業によるものが1件でございます。それぞれ合意解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の1番について、地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。

山下推進委員 申請地区担当推進委員の山下です。
議案第1号1番について、説明します。
この申請は所有権の移転です。
申請の理由は、譲受人においては経営規模の拡大。譲渡人にとっては、経営の縮小をそれぞれ希望するものです。譲受人は、取得した農地で、スイカ、ニンジン等を作付けする予定です。譲渡人のほうは、ずっと前から花苗の生産を営んでおりまして、この畑は耕作せずに譲受人のほうにずっと昔から貸しておりました。今後この畑に関しては耕作の予定がありませんので、このたび譲受人に贈与するという運びになりました。地元としては何も問題ありません。
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番門澤宏明委員からの補足説明等を求めます。

門澤委員

議席番号3番、門澤です。

ただいま山下推進委員のほうから説明がありましたように、地域としては何ら問題ございません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうぞよろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について採決します。議案第1号の1番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

議案第1号の2番について、地区担当推進委員の齊藤道良委員からの説明を求めます。

齊藤（道）推進委員 地区担当推進委員の齊藤です。

この件は、売買による所有権移転になります。理由は、譲渡人については相続で取得したわけですが耕作できないし、また、維持管理もできないという状態で、今、荒れております。草ぼうぼうです。そういう中で、譲受人が規模拡大をしたいということで、売買によって譲り受けると。その後、キャベツを耕作するということでもあります。別に問題はないと思います。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番齊田龍一

委員からの補足説明等を求めます。

齊田委員

議席番号 17 番、齊田です。説明します。

ただいまの齊藤委員の報告のとおりであります。有限会社サンファームは、約 5 年ぐらい前に農業法人化して、キャベツを栽培していると。それで、農産物の 6 次化で別法人をつかって、そこの別法人に生産したキャベツを販売しているということであります。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 2 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 2 番については許可することに決定します。

議案第 1 号の 3 番について、地区担当推進委員の小川敏委員からの説明を求めます。

小川（敏）推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。

議案第 1 号の 3 について説明いたします。この申請は、所有権の移転です。申請理由は、譲受人においては新規就農のためでございます。譲渡人にとっては、高齢のため、農業経営を縮小していきたいとのことでございます。

現在、譲受人は親が所有する農地で落花生、サツマイモ等を作付しておりますが、今後は購入した農地でほかの野菜づくりにも挑戦してみたいということでございます。

また、作付面積も徐々に増えているということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号1番雲地康夫委員からの補足説明等を求めます。

雲地委員 議席番号1番の雲地です。よろしくお願いいたします。
今、推進委員の小川さんのほうから説明があったとおり、別に問題はないと思います。
それと、新規就農ということで、大変いい響きであり、地域としても大変期待しております。頑張ってくださいと思います。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号の3番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の3番については許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。
議案第2号の1番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

- 事務局 議案第2号の1番について説明する。
(別紙議案のとおり)
- 議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。
- 山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。議案第2号の1番について説明します。
申請地は、昔は父親が農業を営んでおりましたが、亡くなったため、今、更地となっております。申請者本人は、今、不動産関係の仕事に従事しております。農地を貸したいという希望があったんですが、借り受けできる農家の方がいらっ
しゃらないということで、それなら、自分で手間のかからない柳をやってみようということになりました。柳は日陰のほうが生育がよいとのことで、太陽光パネルの下で、電力収入と柳の収入の両方を見込んでおるとのことです。
説明は以上です。
- 議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査委員の林善和委員からの報告を求めます。
- 林委員 議席番号6番、林でございます。ご説明いたします。
この畑の入り口に行くまですごく狭くて、普通車で行ったらちょっと苦勞しましたけれども、奥には十四、五軒の小さい団地がありまして、いい畑であることは間違いないんですが、先ほど山下さんの言ったとおり、そういった理由がありまして、一時的な利用であることから、許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われま
す。
ひとつよろしくご審議お願いいたします。
以上です。
- 議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。異議なしと認め採決いたします。

議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第3号の1番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

金杉推進委員 地区担当推進委員の金杉です。ただいま事務局からありましたとおり、天然ガスの井戸ということでご理解いただきたいと思います。担当の方が言う話では、そのガスがもう、普通のようにガスが上がらないということで、そのすぐそばに井戸を新しく掘り直すということで伺っております。工期は2年を要するということを言っていました。工事に関しての資材等は隣接する農地を借りまして、そこに置いて作業するというので考えております。また、周りのほうを見た限りでは、農地に対して何の問題もないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査委員の井野敬一委員からの補足を求めます。

井野委員 議席番号7番の井野です。ご説明申し上げます。
ただいまの件につきまして、推進委員さんのいうとおりであります。何ら問題ございません。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員からの説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第3号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号の1番については許可相当として意見を付することに決定します。
引き続き、議案第3号の2番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号の2番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

金杉推進委員 地区担当推進委員の金杉です。ただいま事務局のほうより説明がありましたとおり、現在、譲渡人の孫に当たる譲受人は同地区内のアパートにおかれまして美容師として頑張っております。

おります。子供たちも大分大きくなってきており、現在のアパートでは狭くなったため、専用住宅を建築するよう計画したと伺っております。

私のほうから説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査委員の井野敬一委員からの報告を求めます。

井野委員 議席番号7番の井野です。説明いたします。
現地は、今、推進委員さんが申したとおりでありまして、周りも結構家が建っておりまして、問題ないと思われまして、住宅建築であることから、集落の接続規定の適用が可能であり、農地法第5条第2項及び農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可相当と思われまして。
よろしく願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第3号の2番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号の2番については許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、平成30年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮り

いたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

平成30年度第7次農用地利用集積計画について、原案のとおり、承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。平成30年度第7次農用地利用集積計画については原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、利用配分計画個人別明細の番号1番、3番から10番及び12番から20番を採決します。利用配分計画個人別明細の番号1番、3番から10番及び12番から20番について原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用配分計画個人別明細の番号1番、3番から10番及び12番から20番について、原案のとおり意見を付することに決定します。

次に利用配分計画個人別明細の番号2番及び11番を採決しますが、この案件は議席番号4番美濃輪恵一委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律、第31条の規定により、美濃輪恵一委員の退室を求めます。

(美濃輪恵一委員退室)

議長 それでは、利用配分計画個人別明細の番号2番及び11番について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用配分計画個人別明細の番号2番及び11番について原案のとおり意見を付することに決定します。
美濃輪恵一委員の入室を許します。

(美濃輪恵一委員入室)

◎議案第6号

議長 続きまして、日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第6号の1番について、地区担当推進委員の堀越晃委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。番号1に関しまして説明いたします。

本件は、今、お話があったように更新でございます。こちら、生産者の方は、父、母、息子さんになりますけれども、3人で観葉植物を主流として経営されているということでございます。今、息子さんが経営権を持って生産しております。設備に関しまして、観葉植物におきましては、ハウス内、いわゆるマイコン制御によりまして、空調を設備して、温度管理をして栽培をしている。

また、花木に関しましては、地域外で花木の露地栽培をいたしております。紛らわしいんですけど、いずれにいたしましても、父、母、息子、この3名が申請をなされているということでございます。3名ということで、我々、こうしたことを見習わなくちゃいけない部分があるのかなと感じております。

説明は以上でございます。

議長 次に議案第6号の2番について、地区担当推進委員の八角和昭委員からの説明を求めます。

八角推進委員 地区担当推進委員の八角です。議案第6号、番号2について説明します。

番号2の人は、積極的に土地を借りまして、父親と2人で露地野菜、特にネギとか水稲、ジャガイモを栽培しております。後には、特にネギに力を入れて、雇用を取り入れていきたいそうです。

説明は以上です。

議長 次に議案第6号の3番について、地区担当推進委員の小川敏委員からの説明を求めます。

小川（敏）推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。3番について説明いたします。

新規ではございますが、長年奥さんと2人で露地野菜を主体として日夜頑張っておられます。

今後は、販売ルートの改善に向けて、資材、運送費を軽減するということで直売所への積極的な売り込みを増やしていきたいということでございます。また、経営も拡大していきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長 次に議案第6号の4番について、地区担当推進委員の菊池重壽委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。番号4について説明いたします。

水稲主体の経営でございます。このたび、経営移譲を機に新しい機械を導入し、労力の軽減を図り、規模の拡大に努めるということです。

以上です。

議長 次に議案第6号の5番について、地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

金杉推進委員 地区担当推進委員の金杉です。5番について説明させてい

ただきます。作付の内容につきましては、先日伺って話をしてきたんですが、申請内容のとおりと言っておりました。今、現状では落花生の収穫をやっていたみたいなので、畑のほうに行ってお話をしたんですが、何の問題もないように私は判断させていただきました。

以上です。

議長 次に議案第6号の6番について、地区担当推進委員の齊藤茂委員からの説明を求めます。

齊藤（茂）推進委員 地区担当推進委員の齊藤です。番号6について説明いたします。

この方は職場を早期退職いたしまして、お父さん、お母さんが農業をやっているのに加えまして、これから一緒に主となり頑張っていくとの話で、あと、家族間協定と書いてありますけど、仕事の分担などを明確にしまして、仕事を効率的に行っていくということでありました。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に議案第6号の1番から5番について採決します。議案第6号の1番から5番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第6号の1番から5番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。
次に議案第6号の6番について採決しますが、この案件は、議席番号13番篠原元委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律、第31条の規定により、篠原元委員の退

室を求めます。

(篠原元委員退室)

議長

それでは、議案第6号の6番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第6号の6番について原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。
篠原元委員の入室を許します。

(篠原元委員入室)

◎閉 会

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。
なければ、以上で本日の総会を閉会とします。
次回の総会は、11月5日月曜日、本庁舎3階、大会議室を予定していますので、ご参集、よろしく申し上げます。

平成30年10月5日

農業委員議長

今関孝之

署名委員

青田龍一

署名委員

栗地康夫

